

游 仲 勲 著

『華 僑 政 治 経 済 論』

東洋経済新報社 1976年 x+257+3 ページ。

I

著者の游氏はかつて1969年に「華僑経済の研究」(アジア経済研究所)を著して、当時華僑研究者の間に一種の新風を吹き込んだことがある。評者もまたその仕事から多大の啓発を受けたものである(註1)。前の仕事で著者がしたことは華僑問題を民族問題としてだけでなく、むしろ階級問題としてもみるという分析視角の導入であった。一見素朴にすぎることの仕事も、当時は依然として研究者の間で華僑問題をフェーニバル・ブーク流の二重社会論、複合社会論に関連させて、経済発展・社会発展の阻害要因としてのみとらえる成長論的視点が優勢であっただけにきわめて新鮮であった。とはいえ著者はこの仕事における議論が多分に機械的・公式主義的であったとして、その反省に立って本書を醸したということである。そうした反省は先の仕事を知っているものとしては当然民族と階級の関連如何を巡るものであろうとの期待を抱かせる。けれども今度の仕事を一読して得た感想は、これが優れた問題提起の仕事ではあっても、依然読者に暫定的にせよ一定の回答を与えるものではないということである。読み進むうちに本書は評者に若干のいら立ちを覚えさせたが、それは本書が序章で提起した分析視角をきちんと本論で貫徹していないせいである。こうしたままとりの欠如は恐らくこの仕事が様々の機会に発表された論文集であることと無縁ではないであろう。ひととおり以下に本書の構成を紹介しておく。

序章 華僑研究の視座、第一章 華僑政治論、第二章 文革と華僑経済、第三章 華僑所得と華僑投資、第四章 華僑銀行業発達略史、第五章 華僑農業の構造(一)——全体の考察、第六章 華僑農業の構造(二)——個別部門別考察、第七章 華僑農村の再生産・流通構造、第八章 華僑労働者階級の形成・発達、終章 展望。

この章別構成は、むしろ序章において提起される問題視角に沿って出来上っている。そこで章別構成について触れる前に序章の視角がどのようなものであるのかみておくことが順序である。

序章で著者は次のようにいう。華僑問題とは、商品や資本の国際移動を分析対象とする国際貿易論、資本輸出論、国際投資論とは異なって「(一)中国人(中国民族もしくはその前段階としての民族体=ナロードノステ)の一人としての労働力・人間の国際移動と、(二)その結果形成された華僑社会という一つの民族(体)社会とを社会科学的方法的分析するという……労働力国際移動・民族問題論である」云々(傍点——引用者)。

著者が商品・資本の国際移動ではなく、労働力・人間の国際移動に焦点を据えたことは、むしろ前著における階級分析的視角と関係がある。つまり近年に至るまでの華僑研究がどちらかという華僑を華商として、あるいは商業資本家としてのみとらえるという傾向が強く、したがって資本に関する分析に偏していたこと、さらにそのことは華僑内部の階級分化、あるいは階級構成についての歴史的分析が欠如していたことの結果であるとの著者の批判があるのである。こうした批判は現在ではもはや目新しいものではない。むしろ問題は著者の視角のもう一つ奥に、次のような目的意識があることである。つまり「最も広い意味での労働力(経済的行為の担い手としての人間)が世界中あまねく自由に(本人の自由意志にもとづいてなんらの制約なしに)移動しえて、諸民族が統一・融合し、民族の差異を消滅させるような条件があるかないか」が「資本主義の国民性と世界性」「社会主義の『ナショナリズム』と国際主義」に関連して問題であり、それこそが人間(労働力)の国際移動が論じられねばならぬ理由であるというのである(傍点——引用者)。ここでいう「労働力」とは、本書の展開の中で明らかになることであるが、つまりは「労働者」、より正確に言えば、貧下層農民(農業賃労働者)、鉱工業・プランテーション従事の賃労働者、流通・サービス部門従事の賃労働者を指すものにほかならない。評者の推断を取って加えるならば、著者が資本主義の世界性、社会主義の国際主義をいう時、それはあくまでこうした「賃労働者」に本来的な世界性、国際主義が内在しているという理解からいわれるのであって、資本(あるいは資本家)の世界性・国際主義は問題とはならないと考えられているように思われる。こうした理解があったとすれば、著者の次の指摘、つまり、諸民族の統一・融合、あるいは民族の差異の消滅は、階級対立・階級の消滅と互いに表裏をなす、という指摘、より正確には「階級問題が解決すれば民族問題はもっとすっきりした形であられ、……階級問題が消滅すれば、今日の民族問題の最大側面たる抑圧・

被抑圧の問題も当然消滅するだろう」という指摘もより一層分り易いものとなる。

ところで「労働者」の世界性を重視しつつ、民族問題がそれゆえに階級問題によって規定されるというこうした見方は、レーニン・スターリンをはじめとしてマルクス主義者が一般的に強調してきた「民族」の特殊ブルジョアの性格という議論と軌を一にするものである。

たとえばスターリンはいう。「民族」とは「特定の時代、つまり勃興しつつある資本主義の時代に属する歴史的カテゴリー」であって、「封建制の排除と資本主義の発展の過程は、同時にひとつの民族への構成の過程である」。つまり資本家国家としての民族国家の形成とひとつの民族への結集とを一つの同じ過程としてとらえる見方がそれである(注2)。

スターリンにおいて民族問題がブルジョア民主主義革命の任務に還元され、ブルジョアジーとの闘争のなかで民族的差別が克服されると安易に想定されたのは、このように歴史＝資本主義のカテゴリーとして民族をとらえる見方があったからにほかならない。

こうして著者が「労働力が世界中を自由に移動しえて、民族の差異を消滅させようような条件があるかないか」という時の「条件」とは、ブルジョア民主主義革命の達成(それは近代化の進展を含んで大量の世界性的労働者を産出する)、さらにはブルジョアジーと世界性的労働者との闘争といった「階級的」条件とほぼ同義となるように思われる。

著者が華僑問題を労働力(労働者)の国際移動＝民族問題としてとらえたのは、むしろかつてみられなかった独創的なものとして評価されねばならない。けれども実質的に労働者の国際移動そのものを論じたのが第一章の華僑政治論と第二章文革と華僑経済のみとあってよく、第三章、第四章が華僑資本に関する分析となり、第五章以下が西マレーシア・シンガポールの一次・二次産業従事労働者・タイの二次産業従事労働者を中心とした階級分析となったのは、労働者を本来的に世界性的なものとしてとらえておけば、物理的な直接移動である国際移動そのものを大量に論ずることなく、なおかつ「国際移動論」たりうると著者が考えたからであろうか。

本書の最大の特色と貢献は前著と同じく依然第五章以下の階級分析にあり、事実本書の比重は第五章以下に大きく傾いている。前著との違いは階級分析の中に農業部門を大きくとり入れ華僑経済の重層的構造を明らかにしたことである。このことはかつての華僑研究が余りにも

華僑農業経済の意義を軽視し、あたかも華僑経済に農業は存在せずというのに近い議論が多かったことからしても大きな貢献であるといつてよい。

(注1) 游仲勲『華僑経済の研究』アジア経済研究所 1969年。拙稿「華僑弾圧と民族解放運動」(『昭和45年度東南アジア華僑研究会中間報告』アジア経済研究所所内資料 非売品)。

(注2) スターリン「マルクス主義と民族問題」(『スターリン全集』第二巻 大月書店 1952年)。ちなみにこのなかでスターリンは民族を次の四つの指標によって定義している。(1)言語の共通性、(2)地域の共通性、(3)経済生活の共通性、(4)心理状態の共通性。游氏もまたこれを全面的に踏襲し、民族の消滅とはこの四種の共通性が消滅することであるとされている。

II

著者の仕事が依然「階級的」分析に偏したまま民族問題を扱おうとしたものであることと関連して、著者に国家論的観点が稀薄であることは、第一章で「国籍」取得、選択の問題が扱われるだけにかなり重大である。

すでに紹介した序章での著者の視角と問題意識に関連しつつ、評者は改めて次の2点を問題点として提起しなければならない。つまり著者は(1)民族体＝ナロードノスチという特殊ロシア的概念をほとんど批判的検討なしに、たかだか「民族」の前段階をなす概念として、つまり段階論的把握を前提しつつ使用し、(2)さらに労働力・人間の国際移動を巡る「自由意志」が、国家的意志との関連如何を全く論ずることなくほとんど無前提に提起される。かつてどれほど多くの民族が「自由意志」の名の下に消滅を迫られたかは民族問題を社会科学的に分析する上で是非とも前提として持っていなければならない知識である。

たとえば田中克彦氏によれば、ソ連における民族(ナーツィヤ)および民族体(ナロードノスチ)の定義は、一定の歴史的に存在する集団の資格を認定したり、否認したりするため、行政上の基準として生まれたのだという。田中氏の議論は1961年以後、ソ連で展開された論争を紹介したものであるが、氏自身の言葉を引用すると、「あるエスニックな集団をナーツィヤと称ぶか、ナロードノスチと称ぶかは単なる理論的関心をこえてその集団に属する個人にとって運命を決する議論となる。だから『民族』の定義は、同じ資格で並ぶA民族とB民族とを

区別する基準であると同時に、ある具体的なエスニックな集団に『民族ではない』という資格剝奪の判定を与える基準にもなる」というのである。その場合きわめて要約的にいえば、国家(自治共和国等)を形成しうる資格を有するものが民族(ナーツィヤ)であり、そうした資格を持たないものが民族体(ナロードノスチ)である(注1)。そもそもこのような資格認定ないし資格剝奪をなす権利は一体どのような主体が担っているのか、そのような権利はソ連においてはロシア人以外の非ロシア人には与えられなかったし、今後も多分ありえない。とすればこうした資格認定・剝奪にどこまで非ロシア人の自由意志は関与しうるのか。こうしてソ連における諸民族の自由な(「自由意志」に基づく)統一・融合は常に大ロシア主義につながる危険性ははらんでいるのである。

労働力の国際移動としての華僑移民、および華僑帰国も歴史的にみてもろん単純にかれらの「自由意志」に基づくものではなかったことは明白である。本書の第一章で著者が展開している議論をみても著者がそのことを十分理解していることは当然にすぎる。著者がわざわざ「自由意志」を云々したのは実は新中国成立後、とくに1955年4月、中国とインドネシア間で「二重国籍に関する条約」が締結されてのち、国籍保持・取得を巡って自由意志が重要となったからであろう。著者はいう。「このような中国の政策は華僑個人の自由意志を完全に尊重する徹底した民主主義とプロレタリア階級、さらには人民には国境はないとするプロレタリア国際主義との二つの原則に立つことを示すものである」。この時以来著者によれば以下の三種の華僑が存在することになったとする。(1)中国国籍を保持し中国に帰国するもの、(2)中国国籍を保持したまま居留国にとどまるもの、(3)居留国国籍を保持または取得し、居留国にとどまるもの。少なくともこのことから著者のいう「自由意志」とはこの時期以後について妥当する歴史的概念であることがわかる。とはいえ、国籍の保持・取得、さらに帰国か永住かがこの時期以後においてもなお真に自由意志に基づくものであるのかないのかは、単に条約にそう書かれてあるか否かの問題ではない。目標としての理念と、あるがままの現実とは厳密に区別されねばならない。現にこの時期以後も華僑の帰国や国籍が問題となったのは、たとえばインドネシア1965年9・30事件やマラヤ1969年5・13事件におけるように明瞭な国家的意志に基づいて華僑弾圧がなされた時ではなかったのか？ むろん著者が理念と現実を混同していたというわけではない。むしろ「労働者」の世界性・

国際主義を前提するの余り、理念(自由意志の行使が可能となること)がこの世界性に支えられて必然的に現実化するというのが著者の仮説となっているように思われる。著者が各所で「人民には国境はないとするプロレタリア国際主義」を論ずるのも恐らくこの仮説が背景にあるのではなかろうか。しかしながら9・30事件や5・13事件における華僑弾圧に向けての国家的意志とは非華僑諸民族内部の「労働者」の華僑民族総体に対する排他的に意志によっても支えられており、換言すれば国家的意志はそれら「労働者」の了承によって成立しているものと考えられるべきである。このような「労働者」の民族排他的意志は世界性や国際主義からは説明しえないものであり、国家論あるいは共同幻想論の分野から改めて検討されねばならないものである。

むしろ問題は個々のエスニック集団が「自由意志」を発揮できるだけの諸(民族)主体相互の(間主体性的)条件が何であり、またそうした条件があるのかないのか、あるいはつくれるのかつけれないのかであるべきであり、次に触れる華僑の呼称問題も実はこの間主体性的条件に関わって出てくるものにほかならない。

(注1) 田中克彦「ソ連邦における民族理論の展開——脱スターリン体制下の国家と言語——」(『思想』第5号 1975年 岩波書店)。

III

著者は最近の日本の華僑研究における華僑か華人かという呼称問題に触れて、「日本でも華人とよぶべきだという単純な議論もみられる。しかしこれがジャーナリズムの分野でいわれるのならまだよいとしても社会科学研究の分野でいわれればその意味はどこにあるのか疑わざるをえない」とされている。ところで不思議なことに著者はそのような批判されるべき単純な議論を展開した論者が誰なのか一向に明かそうとしない。著者が批判しているのは議論の「単純さ」に対してなのであって、華人とよぶこと自体に対してはその歴史的背景を明らかにしうるならば必ずしも否定されるべきでないとされているだけになお一層当該論者が誰であり、その議論が著者のいうごとく真に「単純」なのかどうか読者に分かり易くするのが社会科学上の論争のあり方であると思われる。評者はしたがってこの点に関する全面的なコメントを差し控えたい。ただ研究当事者の一人として一言するなら、元来華僑か華人かの呼称の選択について議論が登場した

のは、まず第1に呼称は当のエスニック集団自体が歴史的状況の下で決める間主体性的選択の問題であること第2にその場合居留国内の当該エスニック集団が自己をどのように呼ぶかということと、中国政府がかれらをどのように呼ぶかということとは同列に議論しえないのだということ、が暗黙の前提としてあったのであり、観察者でしかありえない研究者には呼称選択についての権利が与えられていないことは当然のことであった。一言でいうなら、呼称選択には当該エスニック集団の間主体性的意志が関与しており、著者が自由意志を云々するならば避けて通ることのできない問題であるように思われる。

この問題はむしろ前述の国籍の保持・取得、永住か帰国かの問題と密接に関連している。国籍問題には居留国政府、および中国政府の二つの国家の国家的意志が当該華僑（暫定的にこう呼ぶ）系エスニック集団の間主体性的意志とからみながら登場しているのである。国籍問題の検討が同時に中国政府の僑務政策の検討や居留国政府の対華僑政策の検討とならざるをえないのはこのためである。

ところでもともと国籍の保持・取得は、既存の諸国家のどれに自己を同一化せしめるのかという問題であって、自己に固有な国家を所有しようとする権利とは異なる次元の問題である。その場合、もしそうした権利の問題が全く問われないというのであれば、それは当該エスニック集団を「国家を所有する権利を持たない」民族体＝ナロードノスチとして暗黙に規定していることにもなるであろう。と同時にそれは当該エスニック集団の上位に民族＝ナーツィヤとして位置づけられる別個の集団が存在することを前提しているのである。そもそもこうした民族体（ナロードノスチ）——民族（ナーツィヤ）といった段階論的概念把握を前提した場合、国籍問題を国家的意志と間主体性的意志の問題にまで掘り下げて扱ふことは方法的に不可能であるとさえ思われる。

したがってわれわれが方法的にとるべき道は、当該エスニック集団に自己に固有な国家を所有する権利があるとかないとか先験的に規定することのない概念（たとえば“エトノス”のようなもの）と、さらにこれとは別個に論じられる国家論、共同幻想論とを橋渡ししてゆくことではないだろうか？

IV

紙数が尽きてきたために本書の最大貢献部分である第五章以下を詳細に論じる余裕がない。著者に詫びつつ以

下の簡単なコメントにとどめるほかはない。第五章以下第七章まで著者は華僑農業の分析を行なった。問題はそこに登場する主役が土地に緊縛された農民なのではなく、むしろ土地から遊離し易い農業賃労働者であることにある。その場合一層重要なのは華僑が移住当初からそうした農業賃労働者として農業に従事することが普通であって、当初、土地に緊縛される農民としてあったものが歴史の推移とともにやがて農業賃労働者へと変わったというものではなかったことにある。その裏返しであるが華僑が土地保有者となりうる場合も一種資本家的農園主としかかなりえなかったのもこの土地とのつながりの薄さからきているとみなすべきであろう。

先に評者が提案した方法的視角（つまりエトノスと国家論・共同幻想論との橋渡し）からすれば重要なのは当該エスニック集団の漂泊と定住という問題側面であって（この点ここで詳述はできない）、定住は土地の空間不動性と密接に関係する。つまり土地の空間不動性こそがその土地に住まう人間に歴史的に一定程度の不動性を刻印し、定住者たらしめたものである。エトノスとはこのような不動な土地を歴史的に共有空間としてかつて保持したことがあり、それを原点として持っている人間集団であるといえるであろう。著者の視点にこうした問題が欠落していることは惜しまれる。

最後にかつて高島善哉氏がスターリン批判を意図して指摘したように、政治的カテゴリーとしての「民族」の消滅は「風土」（既述の空間不動性が関係する）としての「民族」を消滅させることによって達成されるものではないという議論は十分再考に値しよう（注1）。二つの「民族」概念のうち前者は国家論・共同幻想論に関係し、後者はエトノス概念に関係する。明らかに著者が民族といい民族体という時、それらは政治的カテゴリーと風土的カテゴリーとを区別することなく、つまり（民族）「差別」的構造を概念内容の中に含ませつつ使用されているように思われるが、問題は湯浅魁男氏のみならず多くの論者が指摘してきたように（注2）「風土」的区別が「政治」的差別へと転換する歴史的契機の解明にあるのであり、そうした契機を止揚する道は何かであって、あくまで「風土」的区別を消滅することではないはずである。

（注1） 高島善哉『民族と階級——現代ナショナルリズム批判の展開——』現代評論社 1970年。

（注2） 湯浅魁男『民族問題の史的構造——国民的生産力批判序説——』現代評論社 1973年。